

## 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社役員及び評議員の報酬等 及び費用に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社（以下「公社」という。）定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等 報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用 職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）、交通費、通勤費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 公社は、役員及び評議員に対し、職務遂行の対価として報酬等を支給する。

- 2 理事長の報酬は、月額報酬とする。
- 3 理事長以外の役員及び評議員の報酬は、日額報酬（監事にあつては、日額又は対応時間に応じて定める額の報酬）とする。
- 4 役員及び評議員が退任する場合について、連続して8年以上在任し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者について、退任記念品又は記念品料（以下「記念品等」という。）を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬は、別表第1「非常勤役員の報酬」のとおりとする。

- 2 評議員の報酬は、別表第2「評議員の報酬」のとおりとする。

### (報酬の支給日)

第5条 理事長の報酬の支給日は、毎月21日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日）とする。

- 2 理事長以外の役員及び評議員の報酬は、会議への出席等必要の都度、支払うものとする。
- 3 役員及び評議員が退任する場合における記念品等の支給は、定時評議員会終了後に支給する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、その全額を通貨又は物品で、直接本人に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が報酬の全部又は一部につき、指定する本人名義の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法により支払うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬からその金額を控除して支給する。
- 4 記念品等の支給について、本人死亡の場合については法定相続人に支給する。

(日割計算)

第7条 新たに理事長になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 理事長が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用)

- 第8条 会社は、役員及び評議員が、その職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 2 役員及び評議員には、旅費規程に準じ、交通費を支給する。

(公表)

第9条 会社は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項の報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

別表第1 非常勤役員の報酬

理事長 月額 10 万円

副理事長 会議出席の都度 日額 4,700 円  
 その他の職務（決裁や理事会等へ付議する諸説明等）  
 日額 2,000 円

理事 会議出席の都度 日額 4,700 円

監事 会議出席の都度 日額 4,700 円  
 その他の職務（会計指導等）  
 6,000 円～15,000 円

時間	報酬額
1 時間当たり	6,000 円
	最高額 15,000 円

退任記念品等の報酬

役 職	在任年数	報酬額
理 事	連続 8 年以上	10,000 円相当の記念品 又は記念品料 10,000 円
	任期 2 年× 4 期以上	
監 事	連続 8 年以上	10,000 円相当の記念品 又は記念品料 10,000 円
	任期 2 年× 4 期以上	

別表第2 評議員の報酬

評議員 会議出席の都度 日額 4,700 円  
 その他の職務（評議員会等へ付議する諸説明等）  
 日額 2,000 円  
 （各年度の総額は、30 万円を超えないものとする。）

退任記念品等の報酬

役 職	在任年数	報酬額
評議員	連続 8 年以上	10,000 円相当の記念品 又は記念品料 10,000 円
	任期 4 年× 2 期以上	